

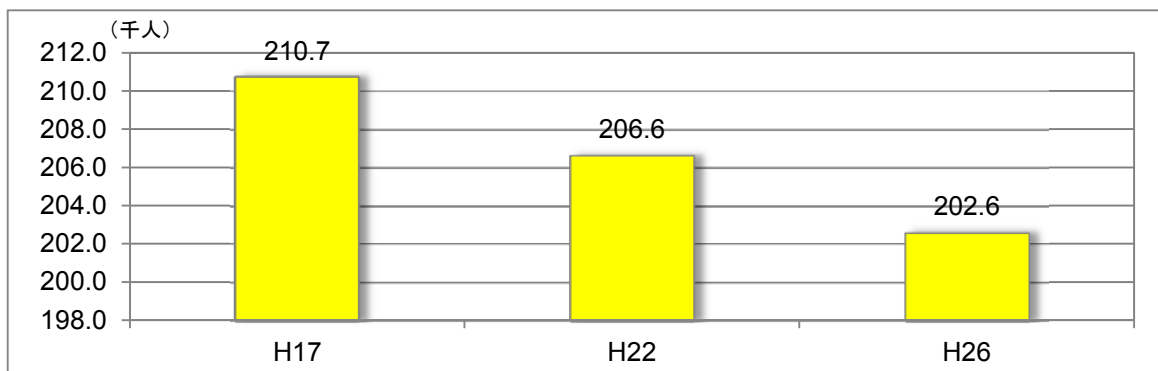
第2章 本市の社会情勢・住宅事情等の概要

2-1 本市の社会情勢

(1) 人口、世帯数

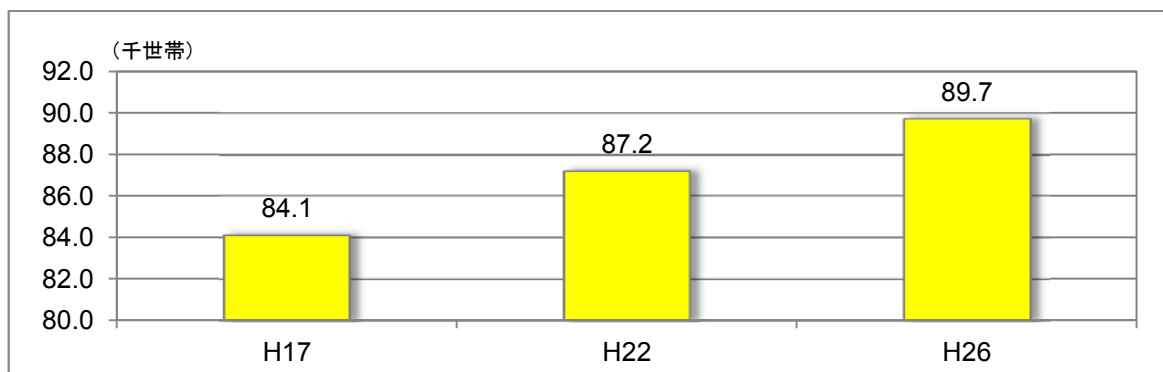
総人口は、平成17年の約210万人をピークに減少傾向に転じています。世帯数は、増加傾向にあります。その伸びは、近年鈍化しています。沼津市を静岡県・全国と比較すると、それぞれの伸びの傾向は顕著となっています。

図2-1：総人口の推移



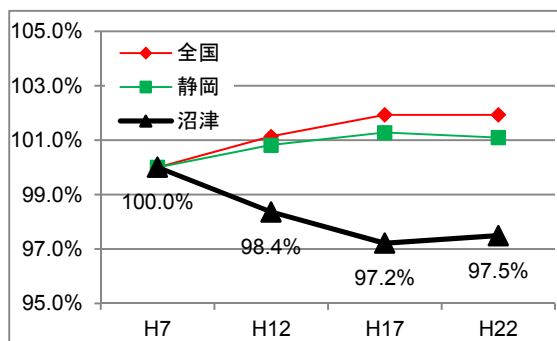
資料：住民基本台帳

図2-2：世帯総数の推移

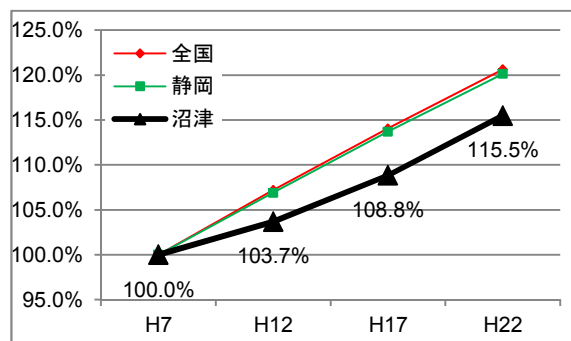


資料：住民基本台帳

図2-3：総人口、世帯数の伸びの比較（沼津市・静岡県・全国）



総人口の伸びの比率 (H7=100)



世帯数の伸びの比率 (H7=100)

資料：住民基本台帳

(2) 地区別の人口、世帯数

人口は、沼津駅周辺に位置する第一・金岡・大岡地区が増加傾向にあり、その他の地区は減少傾向にあります。特に市南部に位置する内浦・西浦・戸田の減少傾向は強いものとなっています。

世帯数は、全体的に増加・維持傾向にあります。内浦・戸田の減少が目立っています。

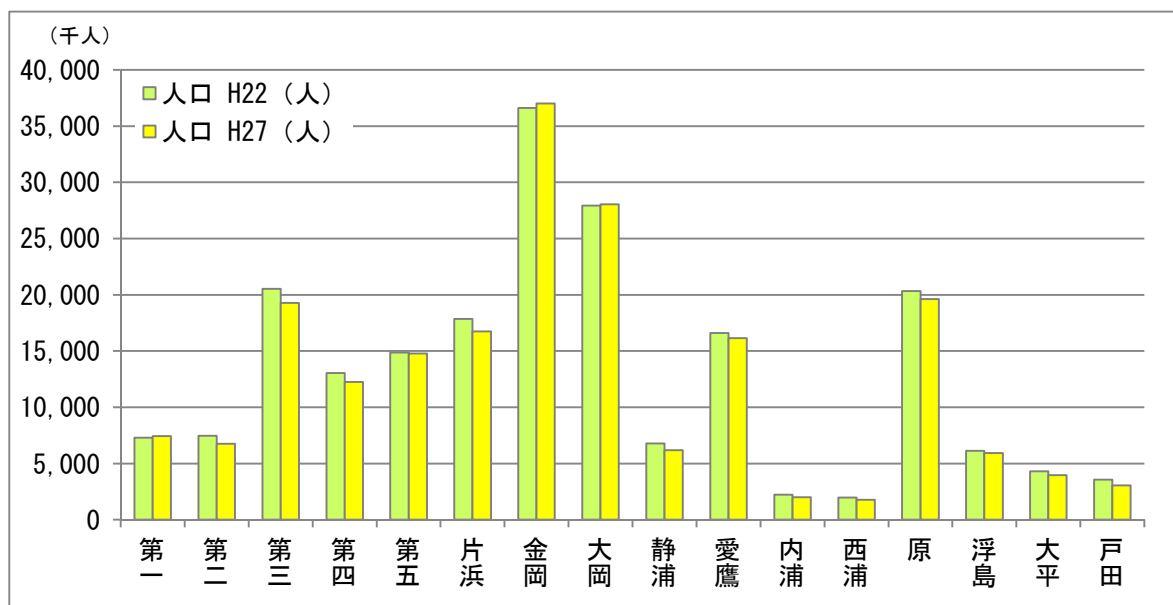
表 2-1：地区別人口、世帯数の増減

地区別	人口			世帯数		
	H22 (人)	H27 (人)	増減率 (%)	H22 (世帯)	H27 (世帯)	増減率 (%)
第一	7,290	7,430	101.9%	3,436	3,710	108.0%
第二	7,476	6,762	90.4%	3,244	3,243	100.0%
第三	20,524	19,283	94.0%	8,427	8,504	100.9%
第四	13,050	12,244	93.8%	5,715	5,670	99.2%
第五	14,864	14,798	99.6%	6,929	7,266	104.9%
片浜	17,856	16,759	93.9%	7,666	7,655	99.9%
金岡	36,627	37,011	101.0%	15,539	16,484	106.1%
大岡	27,931	28,062	100.5%	11,880	12,489	105.1%
静浦	6,791	6,202	91.3%	2,632	2,742	104.2%
愛鷹	16,600	16,150	97.3%	6,511	6,805	104.5%
内浦	2,229	1,991	89.3%	855	837	97.9%
西浦	1,981	1,777	89.7%	675	672	99.6%
原	20,329	19,626	96.5%	8,144	8,423	103.4%
浮島	6,138	5,944	96.8%	2,368	2,534	107.0%
大平	4,322	3,971	91.9%	1,605	1,609	100.2%
戸田	3,583	3,055	85.3%	1,507	1,428	94.8%
合計	207,591	201,065	96.9%	87,133	90,071	103.4%

資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

※住民基本台帳法の改正に伴い、「外国人を含めた住民基本台帳人口」を掲載しています。

図 2-4：地区別人口、世帯数の増減



資料：住民基本台帳

(3) 年齢構成

若年人口（15歳未満）の減少傾向、高齢者人口（65歳以上）の増加傾向が続いています。高齢化率は平成27年で約5.7万人（約27%）となっており、全国や県と概ね同水準で推移しています。

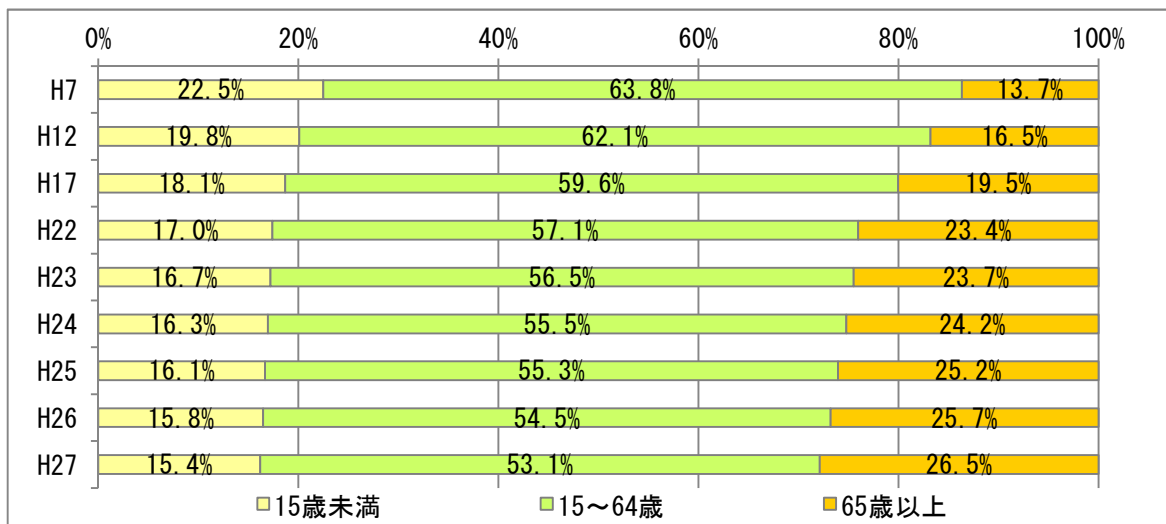
表2-2：年齢3区分別人口の推移

単位：人

年度	総数	年齢3区分の内訳		
		15歳未満	15～64歳	65歳以上
H7	213,188	47,926	136,111	29,151
H12	209,681	42,109	132,364	35,208
H17	207,239	38,687	127,045	41,507
H22	207,835	36,171	121,700	49,964
H27	202,612	32,809	113,296	56,507

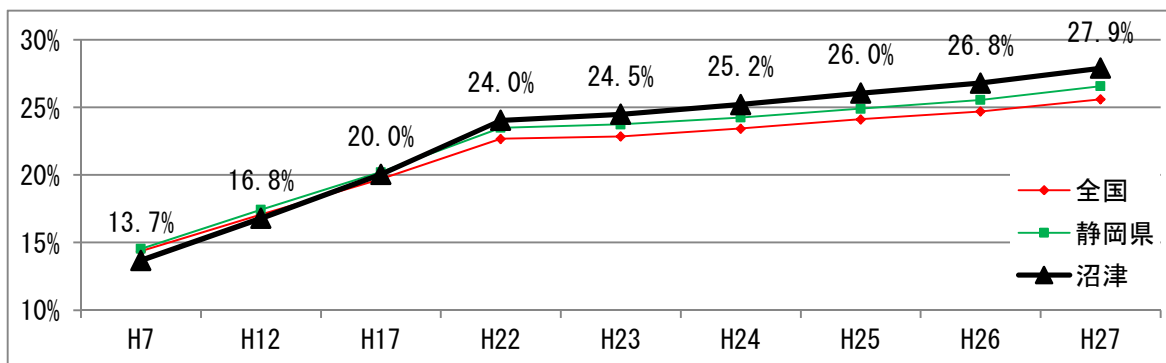
資料：住民基本台帳（各年3月末現在、H27は1月1日現在）

図2-5：年齢構成の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末現在、H27は1月1日現在）

図2-6：高齢化率の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末現在、H27は1月1日現在）

(4) 世帯構成

単身、2人からなる世帯が増加し、平成22年で約4.5万世帯（57.5%）と過半数を超えてきているのに対し、4人以上からなる世帯は減少傾向にあります。平均世帯人員は、平成22年で2.54人であり、その減少傾向は全国や県と概ね同水準で推移しています。

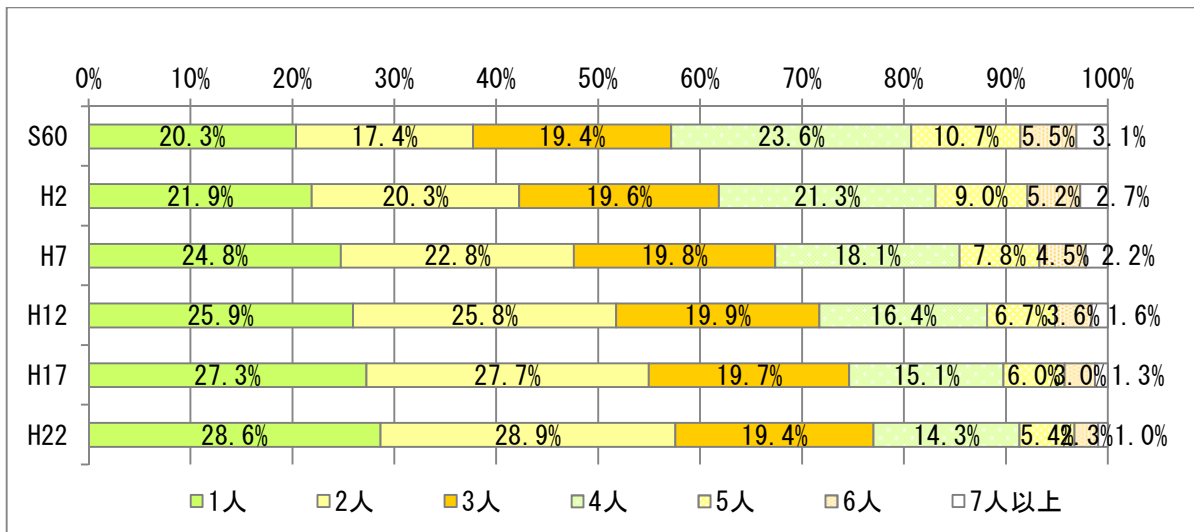
表 2-3：世帯構成別世帯数の推移

年	総世帯数	世帯人員別の内訳						
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上
S60	67,443	13,723	11,716	13,108	15,895	7,208	3,712	2,081
H2	70,877	15,527	14,422	13,877	15,065	6,399	3,679	1,908
H7	75,449	18,681	17,236	14,910	13,651	5,907	3,414	1,650
H12	77,654	20,149	20,049	15,485	12,769	5,176	2,767	1,259
H17	79,045	21,549	21,887	15,555	11,953	4,753	2,358	990
H22	79,515	22,775	22,991	15,464	11,398	4,293	1,834	760

単位：世帯

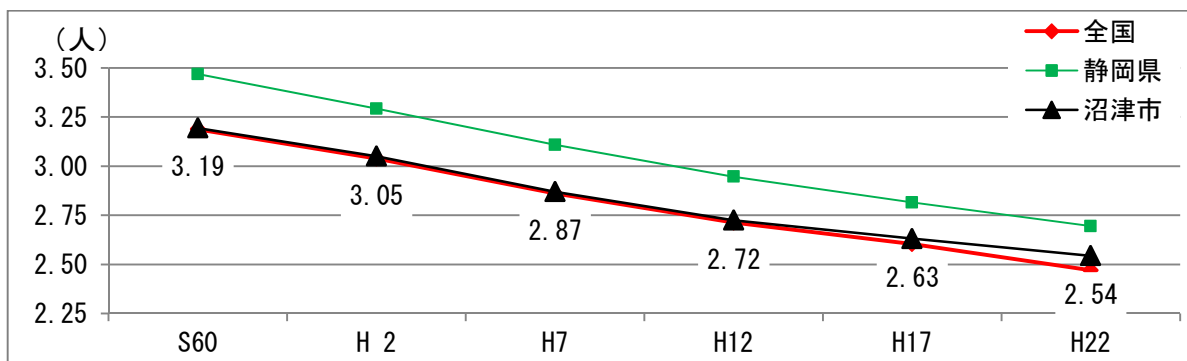
資料：国勢調査

図 2-7：世帯人員構成の推移



資料：国勢調査

図 2-8：平均世帯人員の推移（沼津市・静岡県・全国）



資料：国勢調査

(5) 高齢者のいる世帯

高齢者のいる世帯は、増加傾向にあり、平成22年で約3.3万世帯（総世帯の41.8%）を占めています。このうち高齢単身世帯は、約7千世帯（総世帯の9.0%）であり、総世帯に占める高齢者世帯の割合は、いずれも全国や県と概ね同水準で推移しています。

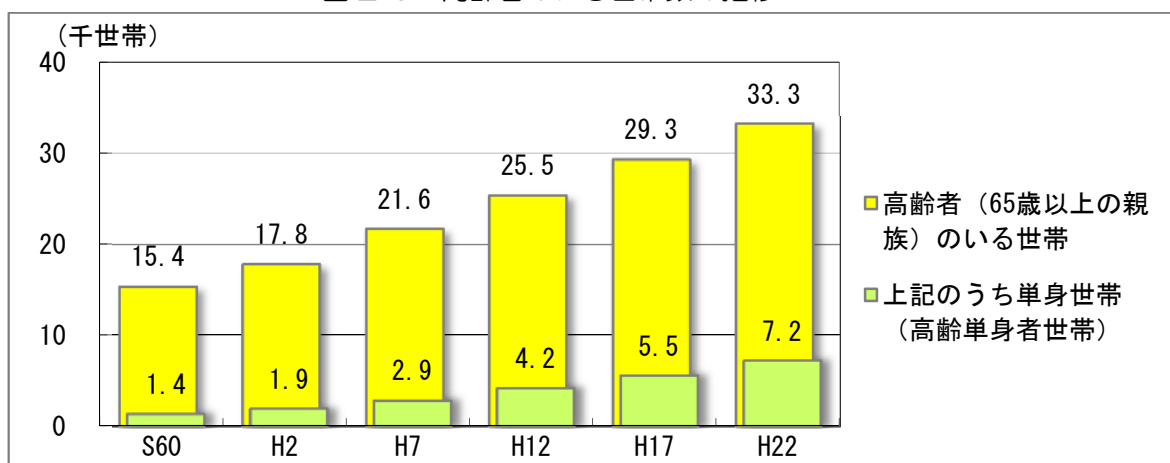
表 2-4：高齢者のいる世帯数の推移

単位：世帯

	S60	H2	H7	H12	H17	H22
高齢者のいる世帯数	15,378	17,796	21,631	25,457	29,337	33,258
(総世帯数に占める割合)	22.8%	25.1%	28.6%	32.7%	37.1%	41.8%
上記のうち単身世帯 (高齢単身世帯)	1,368	1,910	2,853	4,180	5,531	7,159
(総世帯数に占める割合)	2.0%	2.7%	3.8%	5.4%	7.0%	9.0%

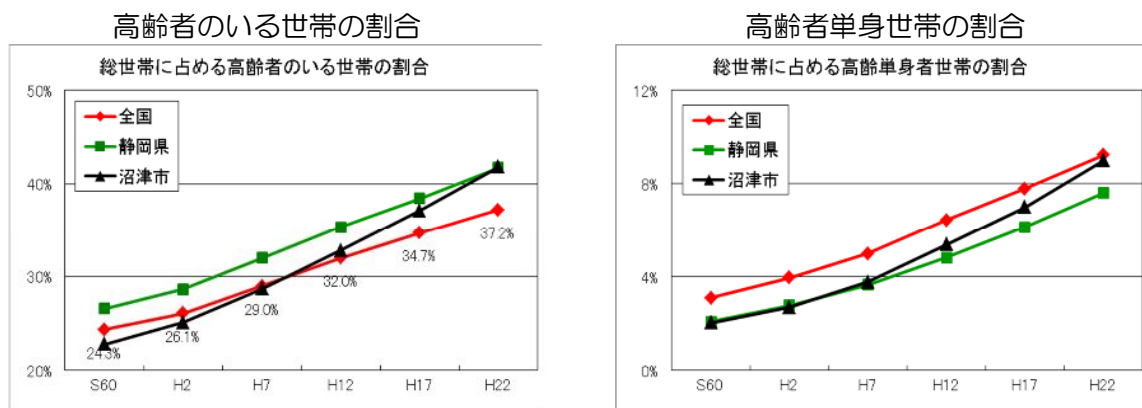
資料：国勢調査

図 2-9：高齢者のいる世帯数の推移



資料：国勢調査

図 2-10：高齢者のいる世帯割合の推移（沼津市・静岡県・全国）



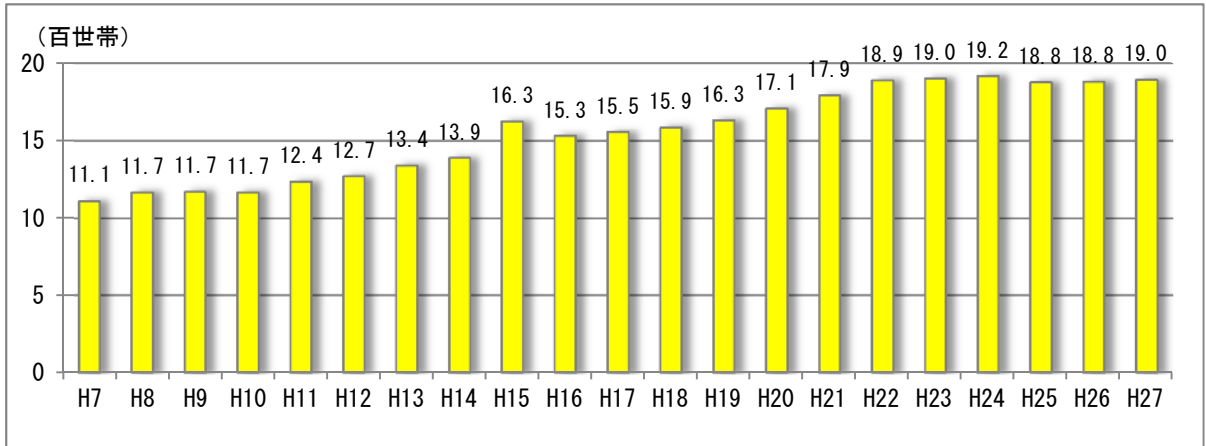
資料：国勢調査

資料：国勢調査

(6) 母子、父子世帯

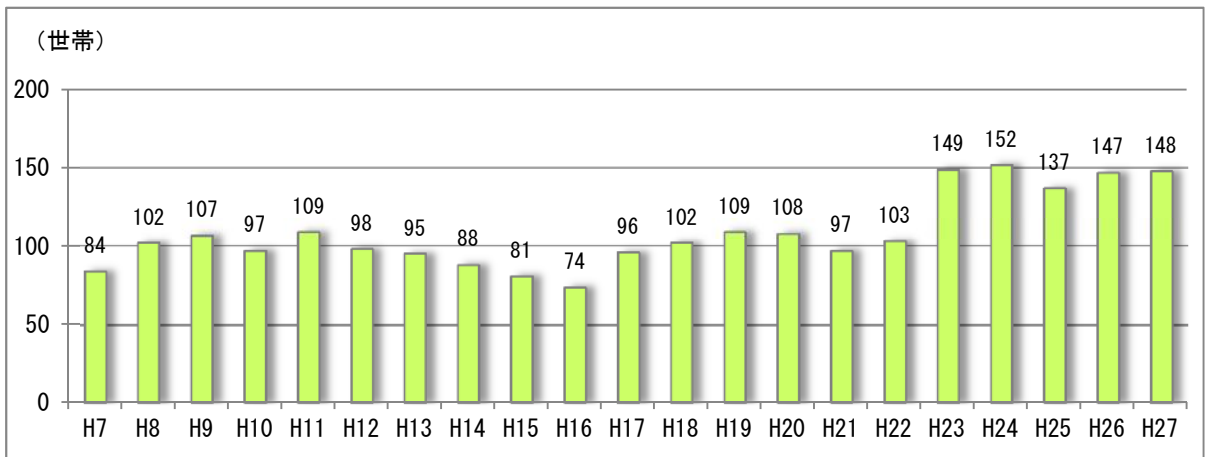
母子世帯は増加傾向にあり、平成27年で約1,900世帯となっています。一方、父子世帯は平成23年に149世帯と前年比145%の増加となっています。

図2-11：母子世帯数の推移



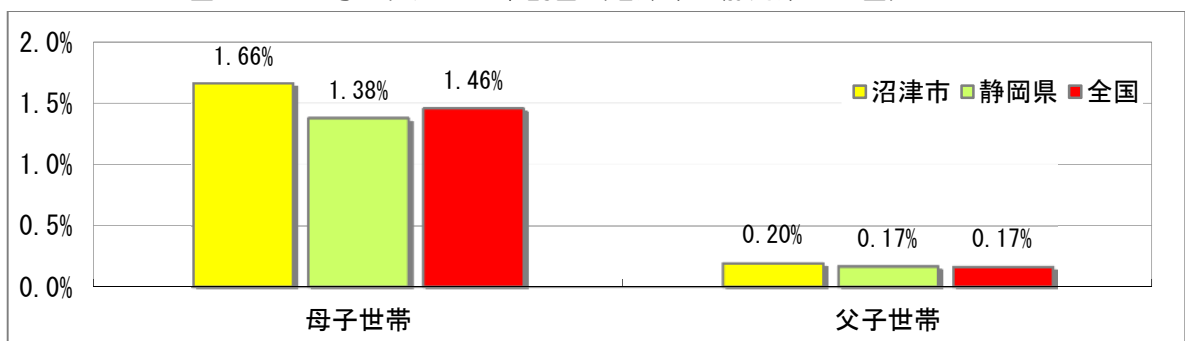
資料：沼津市母子・父子家庭等調査結果報告書

図2-12：父子世帯数の推移



資料：沼津市母子・父子家庭等調査結果報告書

図2-13：母子、父子世帯割合（沼津市・静岡県・全国）



資料：国勢調査（H22）

2-2 本市の住宅事情

(1) 総住戸数

平成25年で約9.5万戸となっており、平成15年からの10年間で約8千戸（平成15年基準で約9%）増加しています。このうち空き家は平成25年で1.5万戸（総戸数の約16%）となっています。

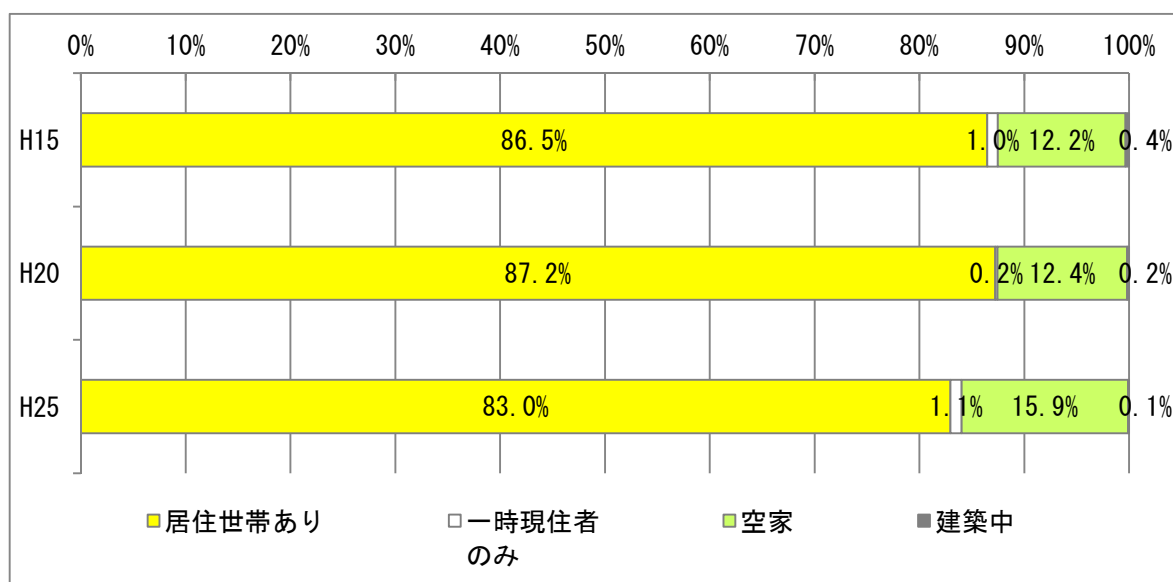
表2-5：住戸数の内訳の推移

単位：戸

年	総戸数	居住世帯あり	居住世帯なし			小計
			一時現住者のみ	空家	建築中	
H15	87,030	75,260	870	10,590	310	11,770
H20	91,250	79,590	210	11,280	170	11,660
H25	95,050	78,850	1,010	15,080	100	16,190
増減比(%) (H25/H15)	1.09	1.05	1.16	1.42	0.32	1.38

資料：住宅・土地統計調査

図2-14：住戸割合



資料：住宅・土地統計調査

(2) 住宅所有別世帯数

近年、持ち家世帯が増加傾向にある一方で、借家は減少傾向にあり、持ち家世帯は平成25年で約4.8万世帯（約63%）となっています。しかし、高齢者のいる世帯に限ると、借家が増加傾向にあります。

表2-6：住宅所有別世帯数

[全世帯] 単位：世帯

年	H15	H20	H25
持ち家	41,470	45,300	47,900
公営の借家	3,540	2,710	3,670
都市再生機構・公社の借家	300	540	270
民営借家	21,710	23,980	21,410
給与住宅	3,110	2,000	2,050
総世帯数	71,360	76,000	76,330

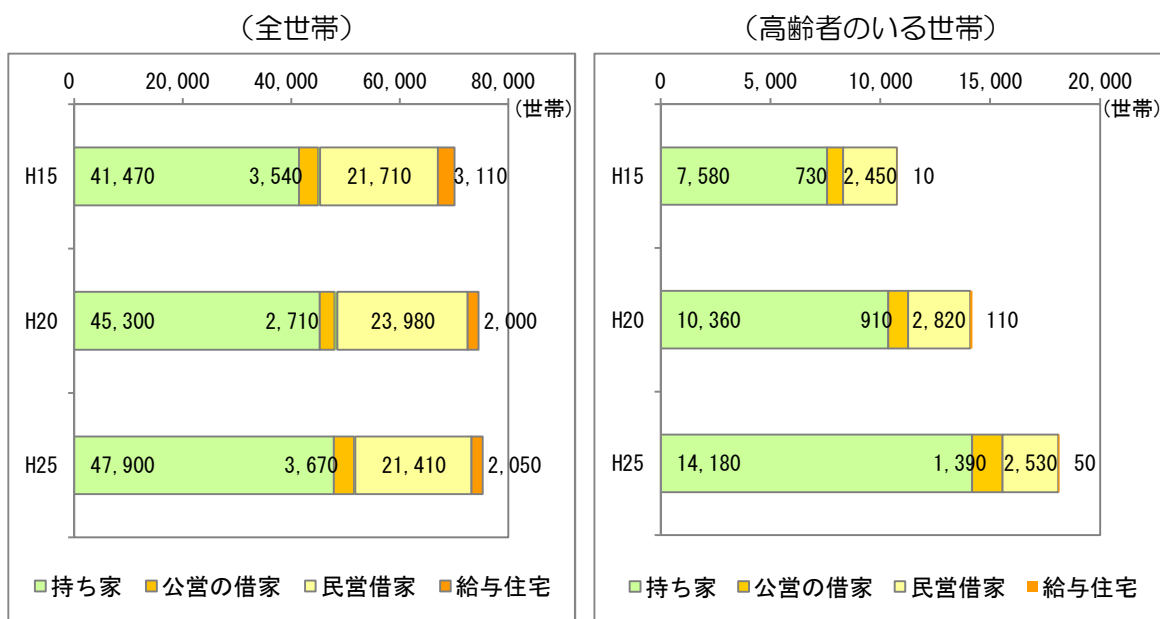
資料：住宅・土地統計調査

[高齢者のいる世帯] 単位：世帯

年	H15	H20	H25
持ち家	7,580	10,360	14,180
公営の借家	730	910	1,390
民営借家	2,450	2,820	2,530
給与住宅	10	110	50
総世帯数	10,800	14,230	18,290

資料：住宅・土地統計調査

図2-15：住宅所有別世帯数の推移



資料：住宅・土地統計調査

(3) 建て方

建て方別では、木造（防火木造含む）が約4.3万戸（総数の約54%）となり、一戸建てに限定すると約4万戸（総戸数の51.3%）となります。共同住宅においては木造住宅が少なく、非木造が約3万戸（約95%）となっています。

表 2-7：構造別の建て方

単位：戸

構造	建て方 住宅 総数	建て方別の内訳			
		一戸建て	長屋建て	共同住宅	その他
木造(防火木造を除く)	20,110	18,810	520	740	40
防火木造	22,770	21,520	340	900	20
鉄筋・鉄骨コンクリート造	24,370	2,430	90	21,760	90
鉄骨造	11,450	2,840	790	7,750	70
その他	140	0	0	140	0
住宅総数	78,850	45,610	1,740	31,290	210

資料：平成25年住宅・土地統計調査

住宅所有形態別では、持ち家の一戸建てが82%を占めているのに対し、借家は、公営住宅で100%、民営借家で79%、給与社宅で90%が共同住宅となっています。

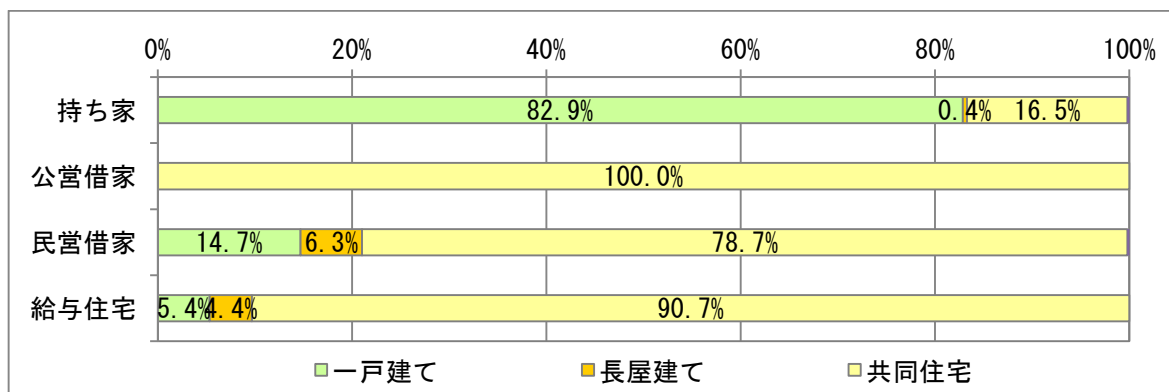
表 2-8：住居所有形態の建て方

単位：戸

所有別	建て方 専用住宅 総戸数	建て方別の内訳			
		一戸建て	長屋建て	共同住宅	その他
持ち家	47,900	39,710	210	7,910	90
公営借家	3,670	0	0	3,670	0
都市再生機構・公社の借家	270	0	0	270	0
民営借家	21,410	3,150	1,350	16,860	40
給与住宅	2,050	110	90	1,860	0
専用住宅総戸数	76,330	43,280	1,690	31,210	160

資料：平成25年住宅・土地統計調査

図 2-16：住宅所有形態別の建て方



資料：平成25年住宅土地統計調査

(4) 住戸規模

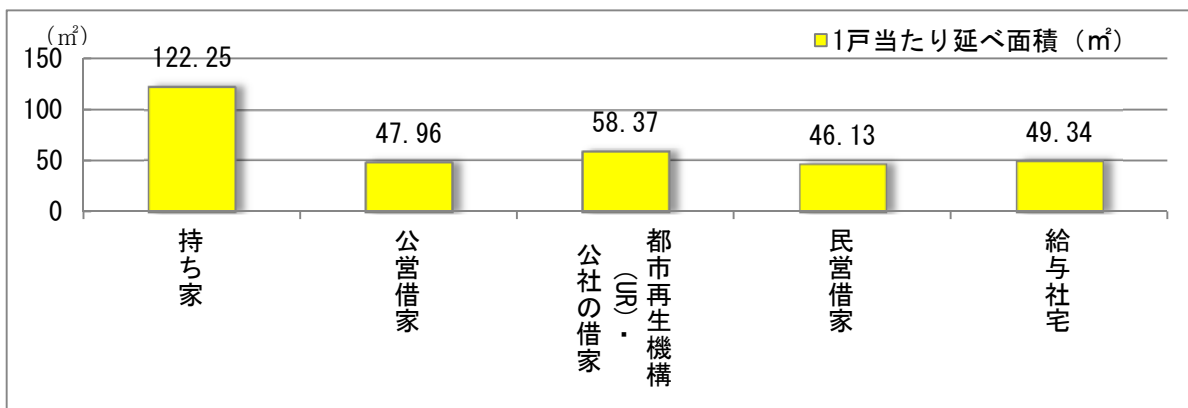
1戸あたりの延べ面積は、持ち家より借家の方が小さく、このうち、公営借家は約48㎡、民営借家は、約46㎡となっています。

表 2-9：住宅所有別の住戸規模

所有別	住宅総数 (戸)	1戸あたり 延べ面積 (㎡)	1戸あたり居 住室数	1戸あたり 居住室の畳数	1人あたり 居住室の畳数
持ち家	50,050	122.25	5.59	41.05	14.81
公営借家	3,670	47.96	3.39	18.13	9.35
都市再生機構(UＲ)・ 公社の借家	270	58.37	4.07	24.67	8.27
民営借家	21,630	46.13	2.86	18.86	9.95
給与社宅	2,140	49.34	2.74	20.68	10.52
総数	78,850	95.34	4.65	13.44	0.53

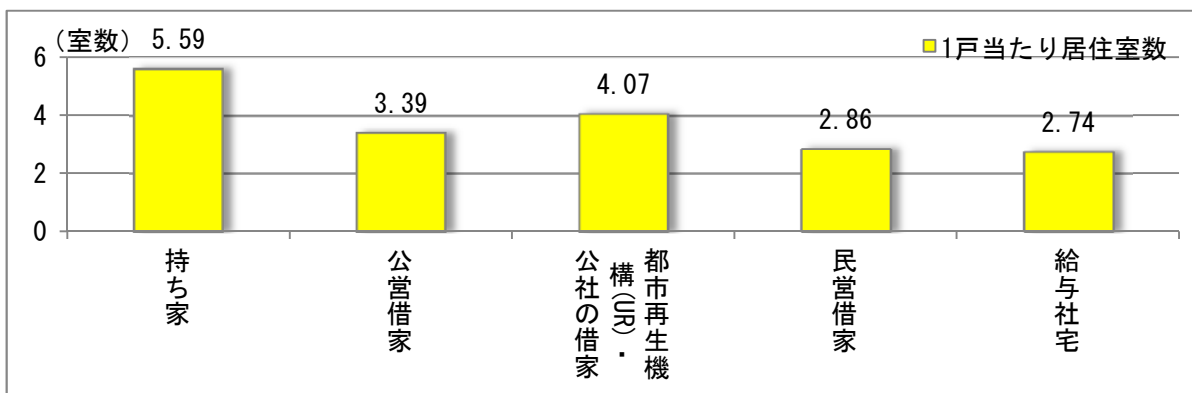
資料：平成25年住宅・土地統計調査

図 2-17：住宅所有別の1戸あたり延べ面積



資料：平成25年住宅・土地統計調査

図 2-18：住宅所有別の1戸あたり居住室数



資料：平成25年住宅・土地統計調査

(5) 建築時期

新耐震基準が設けられた S56 以前に建てられた住戸は約 2.6 万戸（総戸数の 27%）を占めています。公営借家においては、約 8 割が S56 以前に建てられた建物となっています。

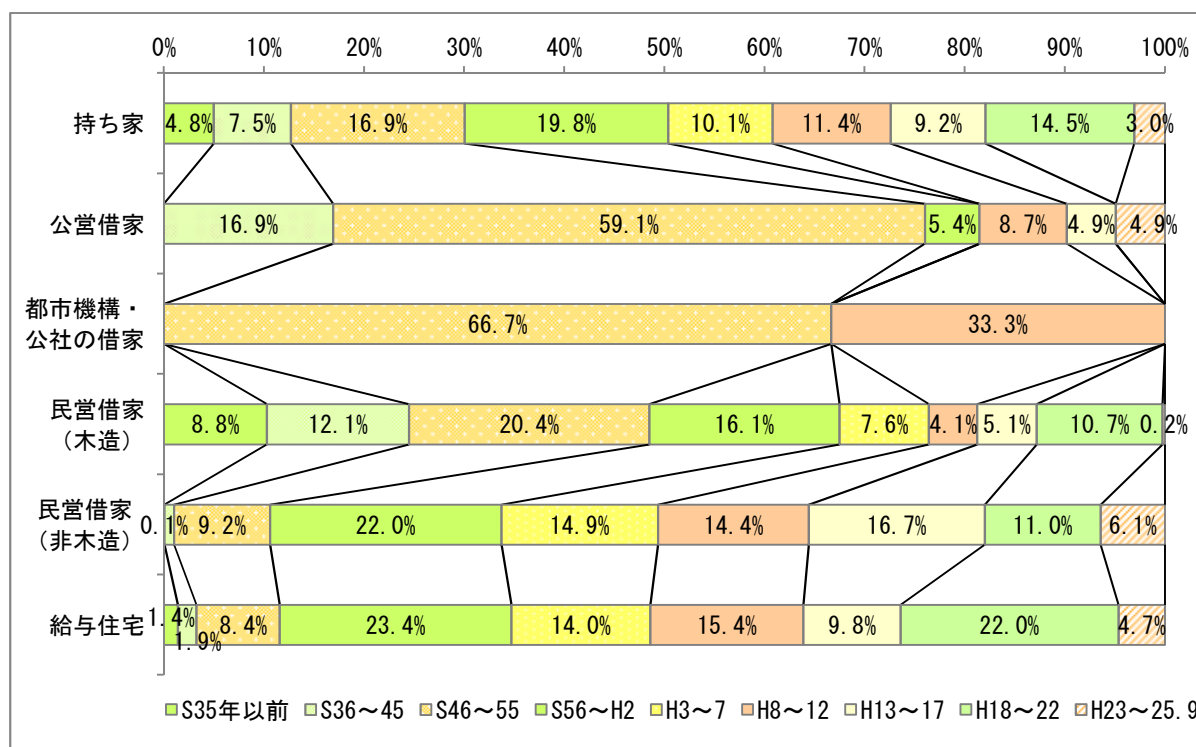
表 2-10：住宅所有形態別の建築時期

建築時期 所有別		住宅総数	建築時期の内訳								
			S35年以前	S36～45	S46～55	S56～H2	H3～7	H8～12	H13～17	H18～22	H23～25.9
持ち家		50,050	2,420	3,740	8,450	9,890	5,060	5,730	4,600	7,240	1,480
公営借家		3,670	0	620	2,170	200	0	320	180	0	180
都市機構・公社の借家		270	0	0	180	0	0	90	0	0	0
民営借家	木造	5,140	450	620	1,050	830	390	210	260	550	10
	非木造	16,490	10	150	1,510	3,630	2,460	2,370	2,760	1,820	1,010
給与住宅		2,140	30	40	180	500	300	330	210	470	100
総数		78,850	2,910	5,170	13,530	15,050	8,200	9,040	8,020	10,090	2,770

単位：戸

資料：平成 25 年住宅・土地統計調査

図 2-19：住宅所有形態別の建築時期割合



資料：平成 25 年住宅・土地統計調査

(6) 新設住宅着工戸数

直近の着工戸数は、年間 1,200~1,500 戸であり、減少傾向となっています。H26 年の所有別の内訳においては、持ち家が 4 割、分譲住宅は 2 割、貸家が 4 割となっています。

表 2-11：住宅所有形態別の新設住宅着工戸数

単位：戸

年度	総戸数	所有別の内訳					
		持ち家	分譲住宅	うちマンション		貸家	給与住宅
H17	2,066	679	499	463	875	13	
H18	2,067	715	308	270	1,041	3	
H19	1,650	663	273	187	689	25	
H20	2,016	671	381	268	957	7	
H21	1,535	606	199	95	727	3	
H22	1,431	591	278	157	561	1	
H23	1,191	516	131	0	533	11	
H24	1,343	547	150	0	636	10	
H25	1,202	637	141	0	420	4	
H26	1,215	465	275	68	449	26	

出典：静岡県新設住宅着工統計

持家：建築主が自分で居住する目的で建築するもの。

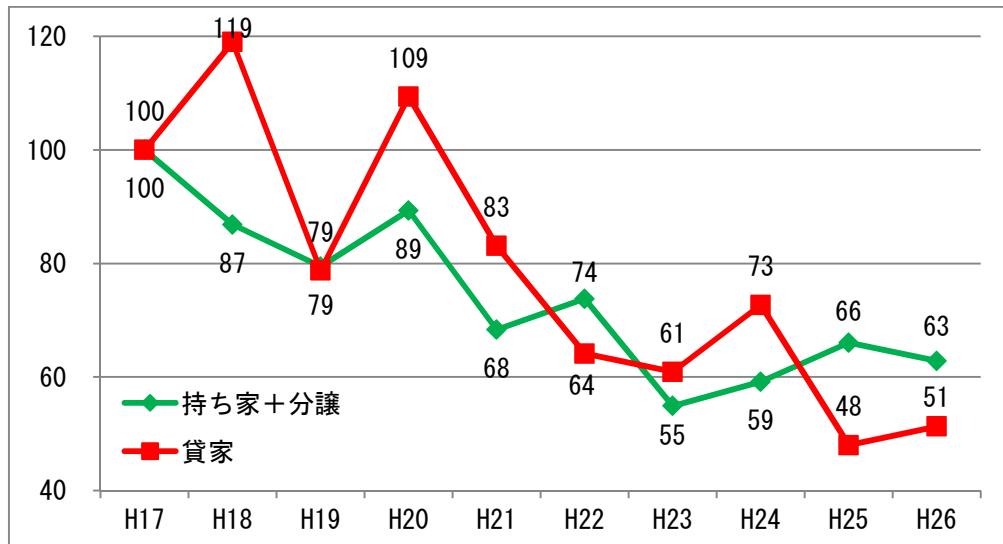
貸家：建築主が賃貸する目的で建築するもの。

給与住宅：会社、官公署、学校等がその社員、職員、教員等を居住させる目的で建築するもの。

分譲住宅：建て売り又は分譲の目的で建築するもの。

マンション：利用関係別が分譲住宅のうち、建て方別（共同住宅）かつ構造（鉄骨鉄筋コンクリート + 鉄筋コンクリート+鉄骨）の統計をいう。

図 2-20：新設住宅着工戸数の伸び（H17=100）



各年静岡県新設住宅着工統計

(7) 居住水準

① 住宅所有形態別

最低居住面積水準において、持ち家は概ね100%達成していますが、公営借家の10%、民営借家の20%が対応していません。

また、誘導居住水準においても、持ち家の達成率が比較的高い水準で達成しているが、借家の達成率は、公営・民営ともに低い傾向にあります。

表 2-12：住生活基本計画（H23.3）における居住水準

世帯人員	最低居住面積水準	誘導居住面積水準	
		都市居住型	一般型
1人	25	40	55
2人	30.0(25.0)	55.0(45.0)	75.0(62.5)
3人	40.0(35.0)	75.0(65.0)	100.0(87.5)
4人	50.0(45.0)	95.0(85.0)	125.0(112.5)
5人	60.0(55.0)	115.0(105.0)	150.0(137.5)
6人	70.0(65.0)	135.0(125.0)	175.0(162.5)

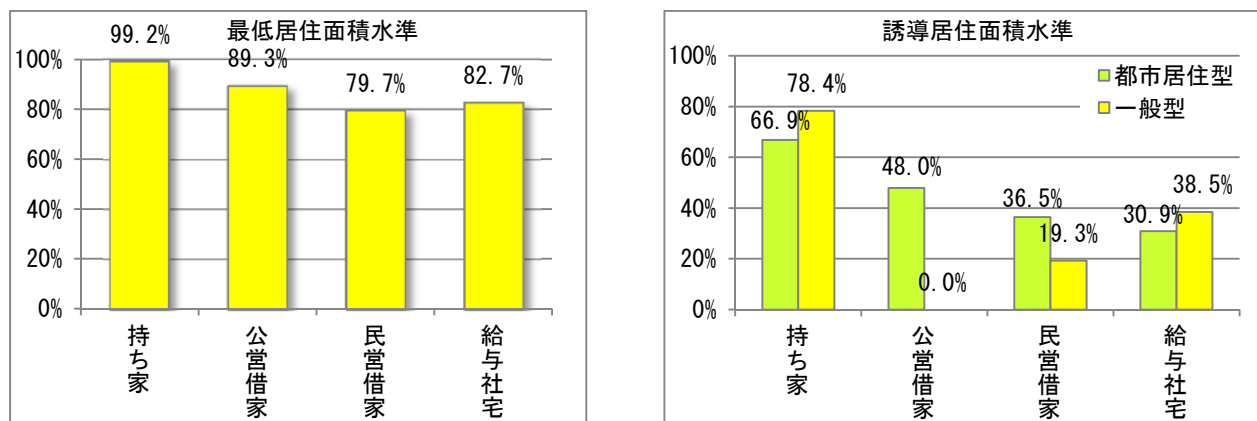
※ () 内は未就学児1名を含む 単位：㎡

表 2-13：住宅所有形態別の居住水準達成状況

世帯人員	居住面積水準		総戸数(戸)	達成(戸)	未達成(戸)	達成率(%)
持ち家	最低居住面積水準		50,050	49,660	390	99.2%
	誘導居住面積水準	都市居住型	7,950	5,320	2,630	66.9%
		一般型	42,080	32,970	9,110	78.4%
公営借家	最低居住面積水準		3,940	3,520	410	89.3%
	誘導居住面積水準	都市居住型	3,940	1,890	2,050	48.0%
		一般型	0	0	0	0.0%
民営借家	最低居住面積水準		21,630	17,230	4,400	79.7%
	誘導居住面積水準	都市居住型	16,870	6,150	10,720	36.5%
		一般型	4,760	920	3,840	19.3%
給与社宅	最低居住面積水準		2,140	1,770	370	82.7%
	誘導居住面積水準	都市居住型	1,880	580	1,300	30.9%
		一般型	260	100	160	38.5%
総数	最低居住面積水準		77,760	72,180	5,570	92.8%
	誘導居住面積水準	都市居住型	30,640	13,940	16,700	45.5%
		一般型	47,100	33,990	13,110	72.2%

資料：平成25年住宅・土地統計調査

図 2-21：住宅所有形態別の居住水準達成率



資料：平成25年住宅・土地統計調査

② 世帯人員別

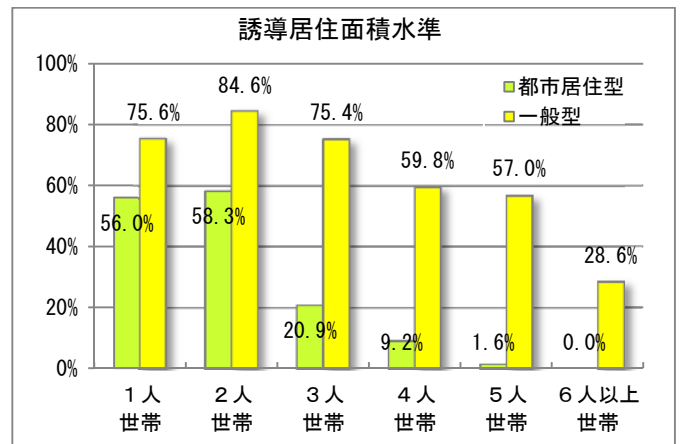
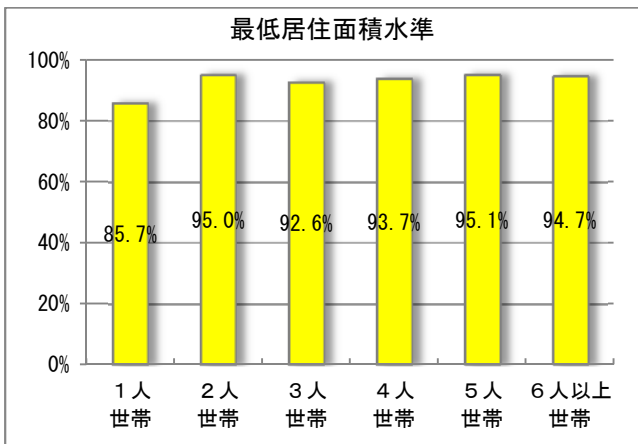
最低居住面積水準は、1人世帯以上の人員全てにおいて概ね100%達成されています。
また、誘導居住水準は、人員が増加するほど、達成率が低くなる傾向が見られます。

表2-14：世帯人員別の居住達成状況

世帯人員	居住面積水準		総戸数(戸)	達成(戸)	未達成(戸)	達成率(%)
1人世帯	最低居住面積水準		24,210	20,760	3,070	85.7%
	誘導居住面積水準	都市居住型	15,130	8,480	6,650	56.0%
一般型		8,700	6,580	2,120	75.6%	
2人世帯	最低居住面積水準		22,980	21,820	610	95.0%
	誘導居住面積水準	都市居住型	7,340	4,280	3,060	58.3%
一般型		15,080	12,760	2,320	84.6%	
3人世帯	最低居住面積水準		13,990	12,960	900	92.6%
	誘導居住面積水準	都市居住型	4,070	850	3,220	20.9%
一般型		9,800	7,390	2,410	75.4%	
4人世帯	最低居住面積水準		11,190	10,490	650	93.7%
	誘導居住面積水準	都市居住型	3,370	310	3,060	9.2%
一般型		7,760	4,640	3,120	59.8%	
5人世帯	最低居住面積水準		4,050	3,850	200	95.1%
	誘導居住面積水準	都市居住型	630	10	620	1.6%
一般型		3,420	1,950	1,470	57.0%	
6人以上世帯	最低居住面積水準		2,430	2,300	130	94.7%
	誘導居住面積水準	都市居住型	90	0	90	0.0%
一般型		2,340	670	1,670	28.6%	

資料：平成25年住宅・土地統計調査

図2-22：世帯人員別の居住水準達成率



資料：平成25年住宅・土地統計調査

(8) 世帯収入

給与借家を除き、借家全体においては100万円未満～400万円以下の世帯が比較的多く、公営借家においては、300万円以下が公営借家全体の約6割（約2,000世帯）を占めています。一方給与借家は500万円以上が約4割（約900世帯）と比較的高い世帯年収となっています。

表 2-15：普通世帯における住宅所有形態別の世帯収入

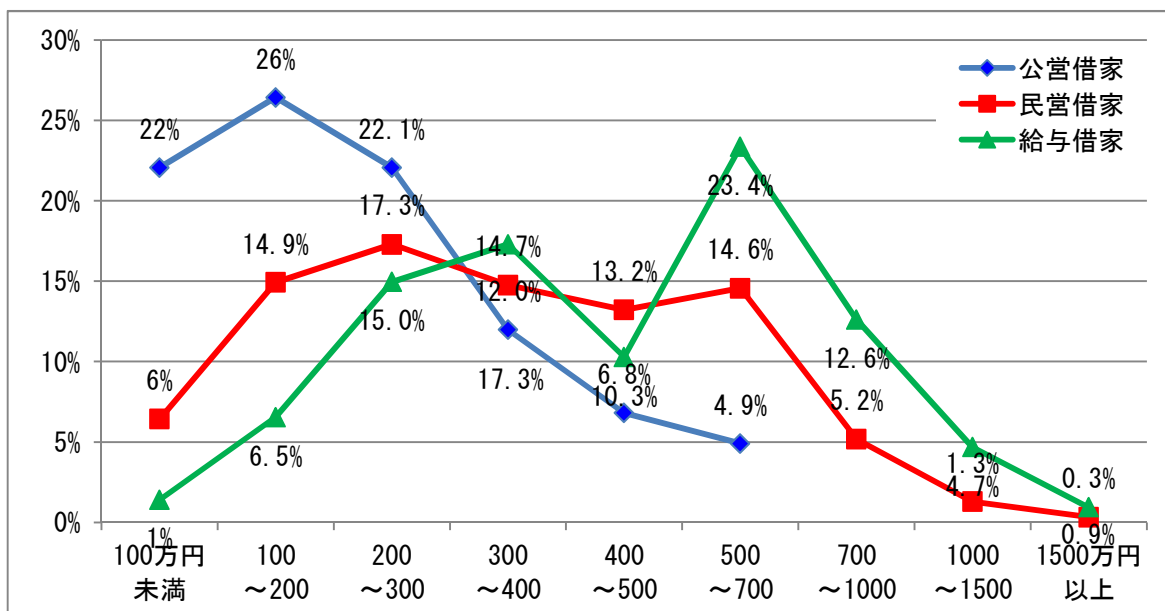
単位：戸

世帯年収 (万円)	普通世帯数	所特別の内訳				
		持ち家	公営借家	都市再生機構・ 公社の借家	民営借家	給与借家
100万円未満	3,840	1,620	810	0	1,390	30
100～200	9,910	5,560	970	0	3,230	140
200～300	12,510	7,640	810	0	3,740	320
300～400	11,060	7,040	440	20	3,190	370
400～500	9,690	6,320	250	50	2,860	220
500～700	12,410	8,460	180	130	3,150	500
700～1000	8,880	7,440	0	60	1,120	270
1000～1500	3,740	3,370	0	0	280	100
1500万円以上	1,100	1,000	0	0	70	20
総数※	79,170	50,050	3,670	270	21,630	2,140

資料：平成25年住宅・土地統計調査

※標本調査をもとにした推計値であるため、個々の合計値と必ずしも一致しない。

図 2-23：住宅所有形態別の年収構成比



資料：平成25年住宅・土地統計調査

2-3 上位・関連計画

本方針の上位・関連計画において示されている住宅政策の方向性等（主として市営住宅等に関する内容）について整理します。

（1）住生活基本計画（全国計画）（平成23～32年度）（抜粋）

住生活基本計画では、ハード・ソフト両面の施策による安全・安心で豊かな住生活を支える生活環境の構築、住宅の適正な管理・再生、多様な居住ニーズに応える新築・既存住宅双方の住宅市場の整備、更には市場において自力では適切な住宅を確保することが困難な者に対して居住の安定を確保する住宅セーフティネットの構築のための施策の充実を図っていくため、以下の4つの目標が示されており、それらの目標に基づく施策がとりまとめられています。

目標1 安全・安心で豊かな住生活を支える生活環境の構築
①住生活の安全を確保する住宅及び居住環境の整備 ②住生活の安心を支えるサービスが提供される環境の整備 ③低炭素社会に向けた住まいと住まい方の提案 ④ 移動・利用の円滑化と美しい街並み・景観の形成
目標2 住宅の適正な管理及び再生
目標3 多様な居住ニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備
①既存住宅が円滑に活用される市場の整備 ②将来にわたり活用される良質なストックの形成 ③多様な居住ニーズに応じた住宅の確保の促進と需給の不適合の解消
目標4 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保

(2) 静岡県住宅マスタープラン（住生活基本計画・高齢者居住安定確保計画）（平成 23～32 年度）
 (抜粋)

住生活基本計画では、「目標 2 次世代に継承できる安全で良質な住宅ストックの形成」の中で、住宅の長寿命化についてうたわれています。また、「目標 4 みんなにやさしい住環境整備」の中で、子育て支援の推進や、高齢者等への配慮、公営住宅の再生・整備についてうたわれています。

高齢者居住安定確保計画では、第 4 章 高齢者の居住の安定確保のための施策展開の中で、公営住宅についてうたわれています。

①住生活基本計画

【基本理念】住んでよしの理想郷

目標 2 次世代に継承できる安全で良質な住宅ストックの形成
5 環境共生・循環型社会の実現 (2)住宅の長寿命化及び再生利用の促進
目標 4 みんなにやさしい住環境整備
1 子育てしやすい住環境の充実 (4)公営住宅における子育て支援の推進 2 高齢者等の居住安定の確保 (4)高齢者等にやさしい公営住宅の推進 3 公営住宅の再生・整備 (1)住宅セーフティネットの中心的な役割を担う公営住宅の適正かつ効果的な管理 (2)公営住宅ストックの再生整備 (3)自然を取り込んだ公営住宅の整備 (4)公営住宅の供給の目標量

②高齢者居住安定確保計画

第 4 章 高齢者の居住の安定確保のための施策展開
3 高齢者に適した良好な居住環境を有する住宅の整備

(3) 第4次沼津市総合計画（平成23～32年度）（抜粋）

都市将来像を実現するための3つのまちづくりの基本的方策のうち、「第1章 環境にやさしく、安心・安全を実感できるまち」の中で、公共施設の耐震化推進と、市営住宅の建替えや改修についての方針が示されています。また、「第2章 元気でいきいきと暮らせるまち」では、ユニバーサルデザインの推進の方針が示されています。

【都市将来像】人と環境を大切に作る県東部広域拠点都市・沼津

第1章 環境にやさしく、安全・安心を実感できるまち	
	第2節 安全・安心で快適に暮らせるまち
	①災害に強いまちづくり (4)公共施設の耐震化推進・・・沼津市耐震改修促進計画に基づき、公共施設の耐震化を推進します。 ⑤新たな住宅地の創出と快適な居住環境の整備 (1)住宅地の創出・・・道路整備など都市基盤整備により、生活利便性が高まる地域等において、計画的に住宅地の創出を図ります。 (2)安全で快適な居住環境の整備・・・市営住宅については、ユニバーサルデザインに配慮し、安全性や居住性、耐久性の維持及び向上を図るため、計画的に建替えや改修を行います。
第2章 元気でいきいきと暮らせるまち	
	第1節 あたたかさに満ちた親切なまち
	①親切で便利なまちづくり (2)ユニバーサルデザインの推進・・・誰にとってもわかりやすい案内表示の設置や、歩道の段差解消、公共施設等のバリアフリー化などを通じて、安全で快適に移動できる空間を創出します。

(4) 沼津市まち・ひと・しごと創生総合戦略

【目指す将来の姿】都市的魅力と自分らしい生活を楽しめる“ぬまづ暮らし”の実現

目標2	沼津への新しいひとの流れをつくる
	<ul style="list-style-type: none"> ・まちなか居住の推進と都市的魅力の向上 ・“ぬまづ暮らし”の発信による住み替えの促進
目標3	若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
	<ul style="list-style-type: none"> ・子供・子育て支援の充実
目標4	時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する
	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に強い安全・安心な生活環境づくり ・便利で快適な居住環境の整備 ・共に支え合う地域コミュニティの充実

(5) 沼津市都市計画マスタープラン（平成13～32年度）（抜粋）

【都市づくりの目標】快適で活力あふれる都市空間の形成

方針2	安全で快適に住み続けられる都市づくり
	市街地の防災性の向上や生活道路、下水道等暮らしに身近な都市施設の充実などを図り、誰もが安心して快適に暮らせる都市空間の形成を進めます。

(6) 第2次沼津市地域福祉計画（平成23～27年度）（抜粋）

【基本目標】誰もが元気でいきいき暮らせるまち沼津

方針2	安全で快適に住み続けられる都市づくり
	<p>4 安心、快適な生活環境の確保</p> <p>住み慣れた地域の中で生涯にわたり安心、快適に暮らし続けられるように、生活環境の整備を進めます。</p> <p>(1)住みやすい生活環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ①日常生活圏の進展による生活環境の整備 ②ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

(7) 第7次沼津市高齢者保健福祉計画(ぬまづ高齢者元気創造プラン)(平成27~29年度)(抜粋)

【基本理念3】安心して暮らす

方針2	支え合いとともに生きる 自分でできること(自助)、隣近所レベルでお互いに助け合うこと(互助)、住民・団体・事業所・行政などが協働して行う共助と行政が中心になって行う公助を組み合わせ、介護保険や福祉施策によりしっかり高齢者を支えています。
方針4	安全・安心のまちづくり ユニバーサルデザインによるまちづくり、住環境の整備及び確保、生活環境の向上、防犯・防災対策

(8) 第3次沼津市障害者計画(平成25~29年度)(抜粋)

お互いを理解し 支えあいとともに生きる社会をめざして	社会とつながりを持った生活は、障害の有無に関わらず、自立しているということだけでは成り立たず、他人を理解し、互いに協力していくことが必要となります。また、障害のある人も障害のない人と同じ権利が守られる平等な社会を確立していかなければなりません。関係機関やボランティア、教育機関などと協力し、障害についての理解を深めるように取り組んでいきます。
----------------------------	---

(9) 沼津市中心市街地街づくり計画(平成27~37年度)

【基本理念】行きたくなる、暮らしたくなる、誇りたくなるまち

基本方針 まちなか居住の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・自分らしく暮らせるまちなか暮らしのイメージを発信し、居住者の誘導を図る。 ・ライフスタイルに応じた住宅を選択できるよう、情報提供や住宅取得支援を図る。 ・中心市街地の外縁部には、戸建及び低層~中層の集合住宅の立地を誘導する。 ・良好な景観やまちなみを誘導する。 ・生活を彩り、豊かにする都市的サービス、子育てや医療・福祉など生活関連サービスの充実を図る。 ・子供からお年寄りまで、多世代が支え合いながら安心して暮らせ、人々が思い思いに自分の居心地の良さを感じる「居場所」を持てる環境づくりに努める。
----------------	---

(10) 沼津市まちなか居住促進計画（平成27～37年度）（抜粋）

【目標】まちなかで、自分らしく暮らす

まちなかの将来像	
	<ul style="list-style-type: none"> ・自然を感じながら暮らせるまちなか ・便利で楽しいまちなか ・安心して暮らせるまちなか ・歩いて楽しく、公共交通が使いやすいまちなか ・人とのつながりを大切にするまちなか

(11) 沼津市耐震改修促進計画（平成19年3月策定）（抜粋）

1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定	
(3) 市が所有する公共建築物の耐震化の目標設定	<p>平成18年3月31日現在、市有建築物の耐震化率は64.0%（県が想定している東海地震に対する耐震化率）であり、東海地震に対して耐震性能がやや劣るランクⅡ、耐震性能が劣るランクⅢの建築物及び非診断建築物の計189棟について耐震化（実施方法は、耐震補強、建替え、解体、用途廃止等）を図り、平成27年度までに耐震化率100%とすることを目標とする。</p>